

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

平成28年4月15日
株式会社 アソシア

このたびの「平成28年(2016年)熊本地震」により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

(1) 継続契約の締結手続きの猶予

お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて最長6ヶ月間、猶予いたします。

(2) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を最長 6 ヶ月間まで延長いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記のいずれかの担当窓口までお問い合わせ下さい。

【担当窓口】

■0120-024-735 (午前9時半～午後7時 4月末まで午前9時半～午後9時)

■0120-936-120 (月～金 午前9時～午後5時)

尚、保険金等の支払いに関するお問い合わせにつきましては、下記までお問い合わせ下さい。

■0120-956-834 (24時間365日対応)

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備 考
	【熊本県】 熊本市 (くまもとし) 八代市 (やつしろし) 人吉市 (ひとよしし) 荒尾市 (あらおし) 水俣市 (みなまたし) 玉名市 (たまなし) 山鹿市 (やまがし)	平成28年4月14日の熊本 県熊本地方の地震により、多数 の者が生命又は身体に危害を受 け、又は受けるおそれが生じて おり、継続的に救助を必要とし

4月14日	菊池市（きくちし） 宇土市（うとし） 上天草市（かみあまくさし） 宇城市（うきし） 阿蘇市（あそし） 天草市（あまくさし） 合志市（こうしし） 下益城郡美里町 （しもましきぐんみさとまち） 玉名郡玉東町 （たまなぐんぎょくとうまち） 玉名郡南関町 （たまなぐんなんかんまち） 玉名郡長洲町 （たまなぐんながすまち） 玉名郡和水町 （たまなぐんなごみまち） 菊池郡大津町 （きくちぐんおおづまち） 菊池郡菊陽町 （きくちぐんきくようまち） 阿蘇郡南小国町 （あそぐんみなみおぐにまち） 阿蘇郡小国町 （あそぐんおぐにまち） 阿蘇郡産山村 （あそぐんうぶやまむら） 阿蘇郡高森町 （あそぐんたかもりまち） 阿蘇郡西原村 （あそぐんにしはらむら） 阿蘇郡南阿蘇村 （あそぐんみなみあそむら） 上益城郡御船町 （かみましきぐんみふねまち） 上益城郡嘉島町	ている。 ※災害救助法施行令第1条第1 項第4号適用
上記の通り		上記の通り

上記の通り	(かみましきぐんかしまち) 上益城郡益城町 (かみましきぐんましきまち) 上益城郡甲佐町 (かみましきぐんこうさまち) 上益城郡山都町 (かみましきぐんやまとちょう) 八代郡氷川町 (やつしろぐんひかわちょう) 葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち) 葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち) 球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち) 球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち) 球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち) 球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら) 球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら) 球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら) 球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら) 球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら) 球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちょう) 天草郡苓北町 (あまくさぐんれいほくまち)	上記の通り
-------	---	-------

以上